

「建設工事」及び「建設工事関連業務」に関する前払金割合の変更について

東日本大震災の被災地における前払金の割合を引き上げる特例の廃止に伴い、本市発注の「建設工事」及び「建設工事関連業務」の前払金について、下記のとおり変更いたします。

記

1. 改正の内容

本市発注の「建設工事」及び「建設工事関連業務」の前払金について、算定割合を以下のとおりとします。

契約種別	改正前	改正後
建設工事	10 分の 4.5 以内	10 分の 4 以内
建設工事関連業務	10 分の 3.5 以内	10 分の 3 以内

2. 適用案件

令和 6 年 4 月 1 日以降に契約締結を行う案件から適用します。